

東海 の 古 代

第174号 2015年02月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

難波の宮の真実(その3)

一宮市 竹蔭正雄

I. はじめに

「東海の古代」第173号(平成27年1月号)の「難波の宮の真実(その2)」で、履中天皇から崇峻天皇までの難波の地における宮・館および津(港)について考察し報告した。今回も、推古天皇以降の難波の宮等について考察し報告する。参考資料は前々回・前回と同じ小学館の新編日本古典文学全集2『日本書紀』①、同3『同』②、同4『同』③(以下「新編『書紀』①・②・③」という。)を用いた。

II. 難波の地にあった宮と館および津(港)・その3

1 推古天皇の難波の館、難波津、難波の大郡

(推古十一年)夏四月壬申朔に、更に来目皇子の兄当麻皇子を以ちて、征新羅將軍とす。

秋七月辛丑朔の癸卯に、当麻皇子、難波より発船す。
(新編『書紀』②、540・541頁)

推古10年2月1日に、来目皇子は新羅を撃つ將軍となり、軍衆2万5千人を授けられた。4月1日に、將軍来目皇子は筑紫に着き、島郡で船舶を集め兵糧を運び入れた。しかし、6月になり来目皇子は病臥となり、新羅を征討できなかった。来目皇子は翌11年2月4日に薨じた。そこで、同4月1日に来目皇子の兄当麻皇子を征新羅

將軍とした。そして、7月3日に当麻皇子は「難波(津)」より船を出発させた。

「難波津」は頭書の1月号で記述したように、河内湖側の港は堆積により機能を失い、住吉津に移っていた。しかし、敏達14年には「難波の堀江」は改修掘削されており、上町台地の北の岬周辺に、港も改修され移っていたと考えられる。よって、この「難波(津)」は河内湖の堀江近くと考える。

(推古十五年)秋七月戊申朔の庚戌に、大礼小野臣妹子を大唐に遣す。鞍作福利を以ちて通事とす。(推古)十六年夏四月に、小野臣妹子、大唐より至る。…(略)…。即ち大唐使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従ひて筑紫に至る。難波吉士雄成を遣して、大唐客裴世清等を召す。唐客の為に、更新しき館を難波の高麗館の上に造る。

六月壬寅朔の丙辰に、客等難波津に泊つ。是の日に、飾船三十艘を以ちて、客等を江口に迎へて、新しき館に安置らしむ。…(略)…。

秋八月辛丑朔の卯に、唐客、京に入る。…(略)…。

(新編『書紀』②、555～557頁)
九月辛未朔の乙亥に、客等を難波の大郡に饗へたまふ。
(新編『書紀』②、559頁)

推古15年7月3日、小野臣妹子に大唐(隋)への派遣が言い渡された。そして、翌年4月に妹子臣は隋使人裴世清らと共に筑紫に帰国した。その裴世清らに、飛鳥に来ることを命じるために、難波吉士雄成を筑紫に行かせた。同時に、難波の高麗館の上に、新しい宿泊施設を造ることが命じられた。

この「難波の高麗館」以前の高麗人の館は、欽明31年7月の条にある山背国の「相楽館」であった。では、高麗人の館が難波に移ったのはいつ頃か、を探してみる。高麗人の来朝の記録は敏達3年の後暫く途絶え、次にある記録は、崇峻元年是の歳の条の『百済国、使に併せ僧惠総・令斤・惠寔等を遣して、仏舍利を献る。』（新編『書紀』②、519頁）である。ここにある「百済国」は、「東海の古代」164号(平成26年4月)にて著したように「高麗国」の誤りである。また、ここの「僧惠総」は伊予国風土記逸文(前田家本)にあるように、蘇我馬子が師とした高麗の人である。即ち、高麗館が難波に移ったのは崇峻元年頃と考える。

つぎに、高麗館は何処にあったか、を考えてみる。推古16年6月15日に、裴世清らは飾船30隻で、江口で迎えられた。そして、難波津に入り、新しく出来上がった隋客のための宿舎に落ち着いた。

この「江口」は入江となっていた河内湖から難波の堀江への入り口を指している。従って、ここの「難波津」は上町台地の河内湖側にあり、森の宮遺跡辺りにあったと考える。即ち、高麗館はこの難波津にあり、新しい館はその高台に造られたのである。

推古16年8月3日に、隋客裴世清らは京である飛鳥邑に入り、8月12日に小墾田宮に上り、国書を奏上した。そして、一旦難波津にある館に戻り、休息の後9月5日に帰国の宴会が「難波の大郡」で行われ、9月11日に帰国の途に就いた。この「難波の大郡」も欽明紀と同じで桑津邑にあった。

2 舒明天皇の難波大郡、三韓館、難波津

(舒明二年)是の歳に、改めて難波大郡と三韓館を修理る。(新編『書紀』③、41頁)

この「難波大郡」は欽明紀、推古紀の「難波の大郡」と同じ外交施設である。

「三韓館」について考えてみる。ここで言う三韓とは、百済・新羅・高句麗であり、「三韓館」とは、この三国の宿泊施設のことである。今までに考察してきた宿泊施設は、「住吉津の難波館」「難波津の高麗館」「難波津の新しい館」

であり、難波館は百済・新羅の施設で、高麗館は高句麗の施設であったと考える。

しかし、これらの宿泊施設は、前号の難波の宮の真実(その2)で述べたように存在に疑問がある。つまり、三韓や中国との外交は九州政権が行っており、仮に使節団が近畿に来たとしても本隊でなく、分隊であったであろう。そうであるならば、これらの宿泊施設も何かの館を兼用した仮の館であったと考える。これに該当しそうな館を書紀の中に探すと、次の二つの記事がある。

(欽明元年)九月乙亥朔の己卯に、難波祝津宮に幸す。…(略)…。是に、大伴金村、住吉の宅に居りて、疾を称して朝らず。

(新編『書紀』②、361～363頁)

(崇峻即位前紀、用明二年)秋七月に、…(略)…。物部守屋大連の資人捕鳥部万、万は名なり。一百人を将て難波の宅を守る。

(新編『書紀』②、515頁)

この大伴金村の住吉の宅が難波館に、物部守屋大連の難波の宅が高麗館に利用されたと考える。

(舒明四年)冬十月辛亥朔の甲寅に、唐国の使人高表仁等、難波津に泊つ。則ち大伴連馬養を遣して、江口に迎へしむ。(新編『書紀』③、43頁)

唐国の使人高表仁が、舒明2年8月に大唐(唐)に派遣された犬上君三田相らと共に来朝した記事である。この「難波津」は、推古16年6月の記事と同じ表現であることから分かるように、同じ難波津である。

3 皇極天皇の難波津、難波郡、難波の館堂

(皇極元年二月丁亥朔の)壬辰に、高麗使人、難波津に泊つ。

丁未に、諸大夫を難波郡に遣して、高麗国の貢れる金銀等、併せて其の献物をへしむ。

戊申に、高麗・百済の客に難波郡に饗へたまふ。

(新編『書紀』③、57～59頁)

(皇極元年五月乙卯朔の)庚午に、百済国の調使の船と吉士の船と、俱に難波津に泊つ。

壬申に、百済使人、進調る。吉士服命す。

(新編『書紀』③、61頁)

(皇極二年)三月辛亥朔の亥に、難波の百済の客の館堂と民の家室とに災けり。

(六月己卯朔の)辛丑に、百済の進調船、難波津に泊つ。

秋七月己酉朔の辛亥に、数大夫を難波郡に遣して、百済国の調と献物とを檢へしむ。

(新編『書紀』③、73～75頁)

皇極紀の外交施設の難波津、難波郡(大郡のこと)、難波の館は、前述のそれ等と同じである。

つまり、難波津は住吉津と難波大津と呼ばれる江口近くの港、難波の館は百済・新羅の難波館、高句麗の高麗館、および中国の新しい館である。そして、各国は各館に入り宿泊するはずである。

しかし、皇極元年5月の百済使は16日に難波津に着き、18日に貢ぎ献っている。即ち住吉津の難波館に入らず、船内で休息し、すぐに皇極天皇の居る百済宮に入っている。したがって、この難波津は住吉津でなくて、難波大津である。また、皇極2年3月12日に難波の百済の客館が火災にあった、とある。即ち、住吉津の難波館が焼失したのである。そうすると、6月22日に百済の進物船が着いた難波津は難波大津となる。

4 孝徳天皇の難波の地の宮

孝徳紀には数多くの難波の宮が設けられた。これ等の宮を一つずつ検討し、その場所と互いの関連を考察する。

(大化元年)冬十二月乙未朔の癸卯に、天皇、都を難波長柄豊碕に遷したまふ。

(新編『書紀』③、127頁)

孝徳天皇は、この時都のある飛鳥に居り、飛鳥板蓋宮か、その周辺の館に居たであろう。難波長柄豊碕宮と呼ばれたのは、白雉2年12月のこととある。よって、この記事は、不祥事であった板蓋宮からの脱出のためと、九州政権との連絡の取り易い難波大津に近い所への移転の宣言であったと考える。

(大化)二年春正月甲子朔に、賀正礼畢りて、即ち改新之詔を宣らして日をばはく、

(新編『書紀』③、129頁)

是の月に、天皇、子代離宮に御します。…(略) …。或本に云はく、難波狭屋部邑の子代屯倉を

壊ちて行宮を起つといふ。(新編『書紀』③、133頁) 二月甲午朔の戊申に、天皇、宮の東門に幸

し、乙卯に、天皇、子代離宮より還りたまふ。

(新編『書紀』③、139頁)

大化2年正月および2月の上記事は「子代離宮」での出来事である。子代離宮は「難波狭屋部邑の子代屯倉を壊して造った」とある。この子代屯倉は新編『書紀』③、135頁の頭注19にあるように、安閑天皇の難波屯倉(安閑紀元年十月条)で、所在は同、134頁の頭注18にある上町台地の北部であったと考える。つまり、子代離宮は、後の難波長柄豊碕宮の近くに造られた仮宮である。

大化元年12月9日の詔は遷都の宣言だけでなく、実際に宮を難波の地に遷したことが分かった。そして、大化2年の正月の祝賀を行い、改新の詔等を出した後の2月22日に飛鳥板蓋宮に戻った。

(大化二年九月)是の月に、天皇、蝦蟇行宮に御します。或本に云はく、離宮といふ。

(新編『書紀』③、163頁)

この蝦蟇行宮は新編『書紀』③、162頁の頭注によれば難波の堀江近くとある。孝徳天皇は、大化2年2月に飛鳥の宮に戻ったが、9月に再度難波の宮に移った。これは長柄豊碕宮建設工事の進捗具合の視察であると推察する。

(大化三年)是の歳に、小郡を壊ちて宮を営る。天皇、小郡宮に処しまして、礼法を定めたまふ。

(新編『書紀』③、165頁)

この小郡は、新編『書紀』②、486頁の敏達十二年是歳の条で示されたように住吉津にあった行政庁舎である。この庁舎を壊し、小郡宮を建て、この宮で出仕時刻と退庁時刻等の礼法を通達したのである。小郡宮の規模は南門を設ける程であり、かなりの規模の宮であったことが窺える。これは皇極2年3月12日の条に、難波館が焼失した記事があるので、この難波館址地と小郡庁舎敷地とを合わせた処に造営されたと考

える。つまり、難波館と小郡庁舎は隣接していたのである。

(大化)四年春正月壬午朔に、賀正す。是の夕に、天皇、難波碕宮に幸す。(新編『書紀』③、169頁)

この賀正の礼が、どの宮で行われたか不明である。しかし、その日の夕方の4時頃には難波碕宮に着いているので、退庁時刻の午後1時に出発したとして、3時間程の所に難波碕宮があることになる。つまり、賀正の礼が行われた宮から難波碕宮まで6～8kmと推定する。この難波碕宮は難波崎とあるので上町台地の北端の岬近くにあったと思われ、前出の蝦蟇行宮が改装された宮であると考ええる。

即ち、賀正の礼が行われた宮は上町台地の北部から6～8kmの所となり、現JR天王寺駅周辺と考える。そして、それは新編『書紀』②、361頁の欽明元年9月5日の条のある「難波祝津宮」である。

(大化)五年春正月丙午朔に、賀正す。

三月乙巳朔の辛酉に、阿倍大臣^{みまか} 薨^まりぬ。天皇、朱雀門に幸し、^み 拳^ね哀^またてまつりて^み 働^ねひたまふ。皇祖母尊・皇太子等と諸公卿、悉に随ひて哀哭^み ためまつる。(新編『書紀』③、171頁)

この年の賀正の礼が行われた宮は、前段の宮と同じ「難波祝津宮」であるが、3月の条の朱雀門はどの宮の南門であるか推測してみる。

(大化四年)夏四月辛亥朔に、左右大臣、猶^{かぶる} 古き冠を著る。(新編『書紀』③、170・171頁)

このように、左大臣阿倍内麻呂は、右大臣蘇我倉山田石川麻呂とともに孝徳天皇が定めた冠位に従わず、古い冠を被っていた。つまり、常に天皇の傍に居たようにならない。皇祖母尊・皇太子も同様に天皇の傍に居なかったと考える。何処に居たかと言うと、飛鳥の宮である。よって、阿倍大臣が死んだのは飛鳥の地であるので、この朱雀門のある宮は「飛鳥板蓋宮」と考える。

白雉元年春正月辛丑朔に、車駕、味経宮^いに幸^まして、賀正礼を^み 観^ねす。味経、此には阿賦賦と云う。是の日に、車駕、宮に還りたまふ。

(新編『書紀』③、181頁)

白雉元年正月の記事は、大化4年正月の記事と同様で、天皇が帰った宮も同じ難波碕宮と判断する。孝徳天皇は大化元年12月の遷都宣言の後は宮を飛鳥から難波に移し、当初は離宮・行宮であったが、難波碕宮を本拠としたことから、「味経宮」での賀正の礼の後に帰った宮は難波碕宮であったに違いない。よって、「味経宮」は大化4年正月の段で検討した難波祝津宮と同じ宮であったと考える。つまり、九州政権からの監督官が居た宮殿であったと考える。

(白雉二年)冬十二月晦に、味経宮に二千一百余の僧尼^{ほうしあま}を請せて、一切経を讀ましむ。是の夕に、二千七百余の灯を朝庭内に燃して、安宅・土側等の経を讀ましむ。是に天皇、大郡より遷りて、新宮に居してむ。号けて難波長柄豊碕宮と曰ふ。

(新編『書紀』③、188・189頁)

白雉2年12月晦に、味経宮で一切経が読まれ、夕べには朝庭内に灯火を燃やして、安宅・土側等の経が読まれた。天皇は読経式典の後に大郡庁舎に行き、休息後に新宮である「難波長柄豊碕宮」に帰った。

この内容からすると、この式典は新宮のためのものであったと思われる。この新宮の建設は、次にあるように大化元年12月の遷都宣言に始まり、白雉3年9月に完成した。

(白雉三年)秋九月に、宮を造ること已に訖りぬ。其の宮殿の状、^{かたち} 殫^{ことごとく} に論ふべからず。

(新編『書紀』③、191・192頁)

(白雉)三年春正月己未朔に、元日礼訖りて、車駕、大郡宮に幸す。

三月戊午朔の丙寅に、車駕、宮に還りたまふ。

(新編『書紀』③、191頁)

孝徳天皇は、例年の如く「味経宮」に出向いて、元旦の礼に参列した後、大郡宮に行った。この時は、直ぐに難波長柄豊碕宮へ帰らずに大郡宮に滞在し、3月9日に帰った。

このように、天皇がわざわざ出向いて行く「味経宮」とは、やはり、特別な宮であったと考える。

5 まとめ

「東海の古代」172号で「難波の宮の真実(そ

の1)」を、同173号で「同(その2)」を、そして、今回「同(その3)」を發表させていただいた。これらを通じて分かったことは、難波の地に設けられた「宮」、「外交施設」および「津(港)」には九州政権との関連と九州王朝の影が感じられたことである。

欽明紀の「難波祝津宮」、孝徳紀の「味経宮」などには、九州王家の皇子か、一族の誰かが駐在していたのではないかと考える。つまり、就任挨拶であったり、賀正の礼に出向いたりするということは、その「宮」に、天皇より上位の人がいたことになる。即ち、主家に当たる人が居たと考えるのである。

よって、「難波宮」が九州王朝の副都心である、との説が納得できる一要素と考える。

古代伊豫国にみる「逸年号」

安城市 山田 裕

1 はじめに

「逸年号」とは、『二中歴』や『如是院年代記』等が記す年号で、とくに古代の伊豫国においては「端政年号」と「白雉・白鳳年号」に関する史料が数多く残されています。前者は神社で、後者は寺に多くみられるのが特徴です。また、『伊豫国風土記逸文』に「法興六年」の史料も見えます。

これら古代伊豫国の年号群については、近年に到るまで取り上げられることはなく、僅かに「古田史学の会・四国」の今井久氏【1】の著書や研究報告にみるだけです。

その原因を求めると、故西園寺源透氏（1864～1947年）の影響が考えられます。同氏は愛媛県会議員を務める傍ら、郷土史家として「伊予史談会」の創立者の一人でもありました。

同氏は『日本書紀』と整合しない記事を含む古文書に対し、荒唐無稽な書と断定するばかりか、「偽書なれば書写せず」とし、其の史料価値を認めなかったため、世に出る機会を奪われた史料の数々があり悔やまれます。

2 石田茂作氏の研究

法隆寺を調査された仏教考古学者の故石田茂作氏（1894～1977年）が、昭和初期に地元の考古学徒である鶴久森経峯氏と共に湯之町廃寺（仮称）・法安寺等の調査を実施し、その成果を著書『飛鳥時代寺院址の研究』で発表された。

同氏は、地元史学会が取り上げなかった湯之町廃寺の後身寺院に伝わる「天徳寺縁起」について、「近年の偽書とする説さへあつて其の信用の程度も甚だおぼつかないが、古瓦に於いて飛鳥時代と推定し得るものの存する事は、彼説のあながちに否定されるべき理由も無い様に思はれる。」と指摘し、史料批判に屈することなく自らの考古学的見地を披歴された。

3 天徳寺縁起

推古帝詔御宇四年**法興六年**丙辰十月厩戸皇子湯郷行啓扈從葛城臣高麗慧慈慧聡二大法師等當國司散位大口平智宿禰益躬ト共ニ圖テ大伽藍創立。天徳寺彌勒寺ト號。本尊阿弥陀彌勒聖勸世音毘沙門韋駄天釋迦牟尼佛ノ像ヲ太子自作安置シ給フヲ以テ故二本朝四十六伽藍ノ一ニ列ス。是即チ伊豫国寺院草創之首也。**白鳳九年**四月 勅詔大寺ニ列シ、脩治總テ官符ヲ以ス。神龜五年八月勅詔天山神古矢野徳威神伊豫神出雲國神五柱ヲ神護別當ヲ司ル。天平十二年三月勅詔僧行基律師留錫而正勸世音菩薩立像ヲ自作シ安置ス。天長五年十一月詔定額寺ニ預ル。同七年九月詔天台別院ニ成（中略）興國三年餘戸谷ヨリ湯ノ北多幸山麓ニ移營シテ慧玄大禪師請迎エ天台ヲ廢シテ正法臨濟宗ニ改メ……慶長八年加藤嘉明松山城ニ封ゼラレルトヤ江西山ノ麓ニ天徳寺ヲ移ス。 注）□は判読不能文字

（石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』P633「湯之町廃寺」）

「天徳寺縁起」の内容は、『伊豫国風土記逸文』と酷似していますが、相違点もあります。

最も興味を引くのが「法興六年」と「白鳳九年」記事です。

当地における「法興年号」を含む史料は二例ですが、「白鳳年号」を含む史料は十四例【2】で、特に東予地方に顕著に見られ、寺だけではなく神社にも伝わっているのが特徴です。

ところで、愛媛県内には同縁起と同様の伝承が三ヶ寺で確認されています。一は、故西園寺

源透氏によって「偽書は書写せず」と断定された「豫州浮穴郷徳威神護坊縁起（通称、西光寺記録）」、二は「三宝寺畧縁起」、三は「法安寺創建寺伝」です。

一は、現在「門外不出」の扱いで、『重信町誌』に西光寺の沿革として「推古天皇のころ、国司越智益躬が建営した。」と伝えるのみであるため二と三を紹介しします。

4 三宝寺畧縁起

抑當山八人皇三十三代 推古帝ノ四年十月聖徳太子ノ建立シ玉フ所ニシテ青松山三宝寺吉祥院ト号シ（当時飽田津味酒郷ニアリト）勝山八幡宮ノ別當トシテ宝口長遠国土安穩ヲ祈リ本朝四十六ヶ寺ニ加ヘラレ當国五大伽藍ノ随一靈刹ナリ

其后四十三代元明帝ノ和銅元年八月国主河野氏ノ崇敬ニヨリ産土神一宮大明神ノ別當トシテ圭田若干ノ寄附アリテ寺門大ニ盛ナリシ（後略）

5 法安寺創建寺伝

當寺ハモト主布山永寿院法安寺ト号シ推古天皇四年聖徳太子ノ道後温泉ニ行啓アリシ時散位越智益躬ヲシテ創營セシメ給エルモノニシテ推古末年日本現存四十六寺ノ一ナリ

ソノ後天平十二年十一月行基菩薩此ノ地方ニ留錫シ本尊薬師如来ノ像ヲ手刻シ七堂伽藍ノ宏恢ヲナシ伊予六寺ノ内ナリ。

（鶴久森経峯「法安寺址ノ調査1933年」収録）

法安寺の実地調査をした石田茂作氏は著書『飛鳥寺院址の研究』の635ページで「当寺の草創に就いては、徴求すべき文献・口碑ともに全く無い。然し発見古瓦に於いて飛鳥時代のものが存し、伽藍配置に於いて四天王寺式が見られる事から察するに、其の創建の飛鳥時代に属することは殆ど疑う余地があるまい」と指摘しています。

また、鶴久森経峯氏は「法安寺址ノ調査報告」で「法安寺の創建が飛鳥時代の末頃まで遡りえること、殊に伊予の僻遠なる片田舎に摂津の四天王寺や大和の山田寺などと全く同一の様式の所謂百濟式伽藍配置法を採った堂々たる仏寺が建立せられていたということは私共にとって容易に看過しがたい関心事なのである」としてい

ます。

これに対し、平成元年八月愛媛県埋蔵文化財センターの調査報告書は、上記寺伝に関して「しかしあくまで伝説であり、このことを無論容認できない。なお、伝説以外、正史などの文献で創建当初の手掛かりは何ひとつとしてない」とし、考古学的考証は「出土瓦の年代より法安寺の造営年代を651～675年頃として考えておきたい」と報告しています。

次に、以上の三ヶ寺創建伝承の共通項である「推古四年」と「四十六寺」について検討してみましょう。

6 推古四年

『日本書紀』推古紀には、同年の記事として法興寺完成記事があるのみで、件の三ヶ寺創建記事はなく、推古紀全体では、法興寺・蜂岡寺・近江の金剛寺（後の坂田尼寺）・斑鳩寺・元興寺・葛野の秦寺が記されているものの、いずれも推古大王発願の寺とする記述はなく、法興寺を蘇我馬子発願の氏寺として扱っています。

『日本書紀』推古大王三十二年四月条には、仏教統制令として「僧尼を統制するために僧正・僧都・法頭」を任命しているの、積極的な仏教受容者ではなかった可能性がうかがえます。

田村圓澄氏は著書『飛鳥・白鳳仏教史』（吉川弘文館、2010年）の「第四章 推古大王と仏教」で「三宝興隆の詔は、推古大王の政策に繋がっているが、しかし推古大王の奉仏とは無関係であったことに注意しなければならない。（中略）推古大王は終生、仏教を受容しなかった。推古大王の王子の竹田王も仏教の帰依者ではなかった。推古大王時代の王族のなかで、仏教に帰依したのは、厩戸王とその一家だけであり、したがって奉仏のゆえに、厩戸王は大王家のなかで孤立していたと思われる。」と指摘しています。

推古大王が非仏教受容者であったとすれば、三ヶ寺が記録する「推古四年」は妥当性を欠き、『天徳寺縁起』が記す「法興六年」が本来の伝承であったかもしれません。

7 四十六寺

「四十六寺」については、『日本書紀』推古紀

三十二年（624年）九月条の「寺46所、僧816人、尼569人、併せて1385人」の記事に依拠したことが確かめられます。

この「四十六寺」に関する記録は、その内容が伝えられていないので、「有力氏族による私宅寺院」なのか「大王発願の寺院」を指しているのかは不明です。

石田茂作氏は古代瓦や塔心礎に着目して飛鳥時代寺院址を調査し、その中には明らかに伽藍配置を伴う遺構があることを見だし、その詳細を発表しています。

おそらく同氏は「四十六寺」を伽藍寺院と認識していたのかもしれませんが。

ところが、元奈良国立博物館館長の稲垣晋也氏の調査研究によれば、飛鳥時代の造営と見られる寺院数は六十二を数え、このなかには不思議なことに石田茂作氏が調査した飛鳥時代寺院址と考えられる多くの寺院跡が含まれていません。

具体的には、古瓦を含む伽藍配置を有す湯之町麩寺や法安寺なども含まれていません。

すなわち、石田茂作氏の研究成果である「法隆寺再建説」や「飛鳥時代の伽藍寺院」は稲垣氏によって否定され、今日に至っているようです。

『日本書紀』が記す「四十六寺」について手がかりとなるのが僧尼の構成人数で、一寺院あたり平均30人の僧尼が在住していたと考えられ、彼らや彼らを教え導く法師の居住施設である僧坊やその信仰の対象となる仏像・経典を収納する講堂や金堂、仏舎利を埋納する塔を伴っていたと推定されます。すなわち伽藍寺院です。

この推定を担保するのが、法興寺や四天王寺の創建当時の遺構から「講堂・金堂・塔」の発見であり、両寺が伽藍寺院であったことが確認されています。

もしかすると、推古紀三十二年九月条の「46所」以下の記事は、仏教受容の実体がない推古朝の記事ではなく他から引用した可能性もうかがえます。

この可能性を示すのが『天徳寺縁起』の「白鳳九年（669年）四月 勅詔大寺ニ列シ」の記事です。

同記事の真偽は別にして、『二中歴』が記す

「白鳳年号」が何故記述されたのでしょうか。

周知のように、古田史学会では『二中歴』が記す「逸年号」は九州王朝によって建元されたとするのが通説となっています。したがって、伊豫国は九州王朝の勢力下にあったと考えられ、その証左が先述した伊豫国内の多くの寺社に「逸年号」が伝世したことから示されています。

伊豫国が九州王朝の勢力下にあったと類推する史料として『続群書類従』系図部巻第一六七所収の河野氏系図の越智百男の細注にみる事ができます。

瑞正二年庚戌崇峻天皇時立官也。其後都江召還。背天命流謫也。

（「瑞正」は「端政」の誤記か。端政二年は590年）

同細注は「榮譽と罪」を併記しており、単なる修飾ではなく事実を含んでいると考えられます。

「立官」とは「官位」に叙位された意で、日本書紀の「官位制度」初出記事は推古大王十一年（603年）十二月条「戊辰朔壬申、始行_二冠位_一。大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并十二階。」で、越智百男の立官時期に齟齬がみられます。

しかし、『隋書』倭国伝に「開皇二十年（600）倭王姓阿每、字多利思北孤（中略）内官有十二等（後略）」の記事があり、九州王朝では開皇二十年以前に「官位制度」が存在したことを伝えています。したがって、越智百男が立官したのは倭国すなわち九州王朝であったことが確かめられます。

8 伊豫国にみる「逸年号」

法興年号は、法隆寺釈迦三尊像光背銘文から三十一年、若しくは三十二年間続いたと推定されます。『二中歴』では、端政三年（591年）から倭京四年（621年）若しくは倭京五年（622年）迄相当し、また『日本書紀』では崇峻二年から推古三十年若しくは推古三十一年に相当します。

伊豫国における法興年号期間に相応する『二中歴』年号を『伊豫舊紀編神祇部』、『伊豫三島

縁起』(続群書類従・第3輯下・神祇部、1976年)と『今治拾遺』(今治市発行、1987年)から検討してみましょう。

なお、干支表記と年号が相違する『三島宮社記』や『三島御鎮座本縁並寶基傳後世記録』については、さらなる検討が必要と考え除外しました。

(1) 『伊豫舊紀編神祇部』にみる「逸年号」

『伊豫舊紀編神祇部』は、伊豫守_権中納言藤原朝臣_四條少将隆量(1429~1503年)の撰によるもので、その中から次のとおり三史料を示します。

・伊豫舊紀編

崇峻天皇御宇**端正二年庚戌三月十五日**勅奉国司散位小千宿禰益躬自=筑紫湍津島-胸肩大明神勸請當國八所(後略)

・伊豫二名州神祇令抄

承和十二年乙丑(845年)五月神祇伯從四位上丹波守源朝臣寛(813~876年)撰

崇峻天皇御世二年又同**シ端正二年八月**筑紫胸肩神ヲ伊豫国十二所二分靈ヲ遷シ奉ル。国司散位小子益躬奉行ス。

注1)崇峻天皇御世二年は三年の誤表記かもしれません。

注2)「散位」とは叙位されたものの官職に就かない無官を指す。

・大日本南海道伊豫國古神社祭神録【3】

明應七年(1498年)戊午桂月朔日大納言四條藤原朝臣隆量補缺

【神野一宮】

在=神野郡伊王郷新居邑-(中略)日胸肩祭神市杵島比賣・田心比賣・湍津比賣三尊 崇峻帝勅願**端正二年庚戌三月十五日**自筑紫遷座御船當郷御輿島着

以上の三史料は共通して、崇峻帝端正二年に筑紫から伊豫に宗像三女神を分霊したことを述べています。おそらく当時において印象的なセレモニーの光景を記憶し、記録したと考えられます。

(2) 『伊予三島縁起』にみる「逸年号」

『伊予三島縁起』の編纂時期は南北朝頃とされ、編者は不明です。

三國佛神無非彼孫天神第六代面足尊惶根尊末孫代々異國敵誅伐目録

端政二歴庚戌。自天雨降給。(中略)金光三曆【注】壬辰。扶桑州蝦蟇州流泉州高麗國軍渡。彼氏子敵亡。卅三代崇峻天王位。此代百濟國佛舍利渡。此代端政元曆。配巖島奉崇。(中略)卅四代推古天王位同二歴庚戌。三島迫戸浦雨降。此砌號横殿。于今社檀在之。轉願元年辛丑。從異國渡同亡。(中略)卅七第孝德天王位。番匠初。常色二戌申。日本國御巡禮給。當國下向之時。玉輿船御乘在之。同海上住吉御對面在之。同越智姓給之。(後略)

【注】『二中歴』では、金光三曆(572年)ではなく鏡當四年辛丑に同様の記事があり、干支では鏡當元年(581年)に該当します。

同縁起は表題が示すように面足尊、惶根尊(『古事記』では神代六代)の末孫代々が三島大明神の効験によって異國の敵を誅伐した記録です。

また、同縁起には法興年号に相応する『二中歴』の年号である「端政」(589~593年)、「轉願」(601~604年、願轉の誤りか?)があり、その他に「金光」(570~575年)、「常色」(647~651年)の年号も記されています。

したがって、古代の伊予国において、『二中歴』が記す逸年号が六世紀末頃から七世紀半ば過ぎまで流布されていたことが確かめられます。

ただし、両史料には『天徳寺縁起』と違い、「法興年号」の記述はありません。おそらく日本の神を奉祭する神社側にとって、「佛神=異國神」とする認識から仏教と関係する「法興年号」を記さなかったのは当然と云えます。また、「法興年号」は大王が發布した建元年号ではなかったとの認識があったかもしれません。

(3) 『今治拾遺』にみる「逸年号」

『今治拾遺』附録・寺院二十一之卷・大積山金郷院光明寺・別宮村南光坊所収の『南光坊古記』に、『二中歴』の「端政年号」と『日本書紀』の「大化年号」記事があり、それぞれ文化四年(1807年)までの経過年数が記されています。

一 **端政二年庚戌年、自天雨下賜フ、推古天皇御世ト見ヘタリ、但端政二年ハ崇峻天皇第三年也、**

推古ハ癸丑ニ立チ玉フ、不審可考、文化四年迄千二百十六年ニ成ル

一 人皇卅七代孝徳天皇大化二丙午年、日本国御鎮座令之説、河野先祖玉興、船ニ奉乗此地ニ至ル、其時見島ト云、文化四年迄千百六十二年ニ成ル

記録者の名ありませんが、『二中歴』の端政二年に誤差が一年あります。

∴1807-590+1=1217年

大化二年は一致します。

∴1807-646+1=1162年

9 法興年号

法興年号の「法興」とは、「法は仏法」を指し、「興は仏法の勢いが盛んになる」ことを意味し、「仏法興隆」を具現化するための記念すべき年号と考えられます。具体的には「仏法興隆」を体現する伽藍寺院の創建であったかもしれません。

田村圓澄氏は、その著書『飛鳥・白鳳の仏教史』（吉川弘文館、2010年）の「第四章 推古大王と仏教」で、「仏法興隆とは、法興寺と法隆寺創建」であると指摘し、前者は「私宅寺院から脱皮し伽藍寺院の創建」であり、後者は「仏法を学ぶ学問寺創建」であったとしています。

ところで、法興元年（589年）に相当するのが『日本書紀』崇峻天皇二年ですが、該当する記事はありません。田村圓澄氏が指摘する裏付けと史料されるのが、次の『日本書紀』崇峻天皇元年条です。

是歳、百濟國遣_レ使并僧惠總・令斤・惠寔等_一獻_レ佛舍利_一。百濟國遣_レ恩率首信・徳卒蓋文・那率福味身等_一、進_レ調并獻_レ佛舍利、僧聆照律師・令威・惠衆・惠宿・道嚴・令開等、寺工太良末太・文賈古子、鑪盤博士將徳白味淳、瓦博士麻奈文奴・陽貴文・倭貴文・昔麻帝彌、畫工白加_一。蘇我馬子宿禰、請百濟僧等_一、問_レ受_レ戒之法_一。以_レ善信尼等_一、付_レ百濟國使恩率首信等_一、發_レ遣學問_一。壞_レ飛鳥衣縫造祖樹葉之家_一、始作_レ法興寺_一。

同記事を整理してみましょう。

(1) **高僧惠總・令斤・惠寔等が百濟国から渡来し、併せて佛舍利を献上。**

惠總がその後、法興寺の寺司に任命されたので、佛舍利も法興寺の塔に埋納されたと考えられます。

(2) **佛舎利の献上と（学問）僧聆照律師等の派遣と寺工・鑪盤博士・瓦博士・畫工等の技術者集団の派遣。**

この佛舎利を二重に法興寺へ納めるとは考えられませんので、仏教の戒律を解し、よくこれを説くことのできる聆照律師等が入る学問寺であったと推定されます。技術者集団の派遣は法興寺遺構からも確かめられるように伽藍寺院創建にあったと考えられます。なお、(1)と(2)の記事の先後関係は不明です。

(3) **戒之法、すなわち仏法を学ぶために善信尼等を百濟国へ派遣。**

以上の記事を検討すると、二度の佛舎利献上の目的がどこにあったのかは不明ですが、率直に理解すれば、当然「仏法興隆」のシンボルとして、二カ所の寺院に埋納するため、佛舎利を百濟国に要請したと考えられます。ところが、日本書紀は法興寺のみでもう一つの寺院名を記していません。意識的に隠しているのでしょうか。もう一つの寺院創建の目的が学問寺であることは『日本書紀』崇峻天皇元年条からも推認でき、田村圓澄氏が指摘する消失前の法隆寺であったと考えられます。

消失前の法隆寺が厩戸皇子発願寺であるならば、『日本書紀』が其の名を隠す必然性はありません。

では、『日本書紀』は、何故、法隆寺創建記事を漏らしたのでしょうか。今となっては確かめようがありませんが、おそらく消失前の法隆寺創建の発願者が厩戸皇子ではなく、ヤマト王権にとって認められない権力（人物？）かもしれません。

『天徳寺縁起』や『伊豫国風土記逸文』にみる「法興六年」年号は、伊予国において「仏法興隆」の影響が顕著で、豪族越智氏の莫大な支援を受けて「湯之町廃寺や法安寺」の伽藍寺院創建につながった記念すべき年号として「法興六年」を記録に遺したのかもしれません。

10 おわりに

松山在住五年間で、今井久氏と八束武夫氏（松山市）に御教示を得て「逸年号」にかかる史料を調査しましたが、いずれも「偽書」扱いとする見解が主流で、どのように解釈したらよいか、今でも悩みは尽きません。古田史学の会にとって参考となるかはわかりませんが、記憶が薄れないうちにといい報告させていただきます。

<参考>

【1】今井久氏 西条市小松町在住。限定百部で自費刊行の著書に『法安寺追想』『法安寺創建』『古代永納山城とその築城を巡って』がある。

【2】伊豫国にみる白鳳年号

年号	史料名	登場人物
白鳳元年	伊予三嶋縁起	崇峻天皇
	喜光寺伝	
白鳳二年	古谷村歓喜寺伝	河野玉興
	寶珠寺伝	聖徳太子
白鳳五年	竹林寺伝	觀量大徳
白鳳六年	豊受神社縁起	天武天皇
白鳳八年	村山神社伝	斉明大王
	岡文書	河野玉興
	極楽寺伝	役小角
白鳳九年	天徳寺縁起	推古大王
白鳳十三年	作礼山仙遊寺伝	小千守興
	樹之本浄禄寺伝	天智天皇
	十地院（寶治寺）	天武天皇
	古谷村歓喜寺伝	河野玉興

天徳寺縁起以外は、今井久氏に御教示いただきました。なお、白鳳年号の殆どが東予地域に集中していることより、白鳳年間に「仏法興隆」運動が神社を巻き込み、盛大な行事が行われたと考えられます。

【3】大日本南海道伊豫國古神社祭神録

原典は弘安七年（1284年）甲申黄鐘幡大安龍寫智眞房一遍著

一遍は伊豫国で布教活動を行いました。古神社の祭神を調査したという履歴が管見にみえず、当地では「偽書」として扱っています。しかし、一遍の伊豫国における弟子が一遍の名を仮借して大日本南海道伊豫國古神社祭神録を作成した可能性も考えられます。

古代逸年号に関わる疑念 その3

名古屋市 石田敬一

5 なぜ書紀は「白雉」のあと「朱鳥」以外の年号を記述しないのか。

書紀は、「大化」（645～650年）、「白雉」（650～654年）と「朱鳥」（686年）年号を記述していますが、それ以外の古代逸年号の存在を知らずながら具体的な年号名を記述しません。なぜ、他の年号を記述しないのでしょうか。

書紀は、倭が白雉五年（654年）まで独自年号を使っていると記述しました。この年には、吉士長丹らが帰国し、倭に対する唐側の認識など多くの情報がもたらされたことと思います。

秋七月甲戌朔丁酉、西海使吉士長丹等、共百濟新羅送使、泊于筑紫。（書紀白雉五年條）

先に示したとおり永徽五年（654年）に倭が唐に琥珀と瑪瑙を献上したのは、この帰国した吉士長丹らの情報を踏まえての行動で、唐との関係悪化を解消しようとした献上であろうと思います。しかしながら、次の年の655年には、高句麗・百濟等の連合軍が新羅北部を制圧したため、新羅は唐に救援を求め、これに対して唐はその要請に応え高句麗を攻撃しました。また一方で新羅に何度も侵攻していた百濟は、その後再び新羅へ侵攻したため、朝鮮半島全体が不安定な状態になりました。こうした状況の中で唐と新羅の軍事同盟が成立し、唐・新羅と高句麗・百濟との対立の構図ができあがりました。

そして、白村江の戦いでは唐・新羅に対立した百濟と百濟を支援した倭は唐・新羅軍に負けました。

こうした経過のもと、次の『新唐書』東夷伝日本條に咸亨元年（670年）の記事があります。

咸亨元年、遣使賀平高麗。後稍習夏音、惡倭名、更號日本。使者自言、國近日所出、以為名。或云日本乃小國、為倭所并、故冒其號。使者不以情、故疑焉。

咸亨元年、遣使により高麗平定を賀す。後に夏音を少し習い倭名を惡み日本に更えて号す。

使者は国が日の出る所に近いのを以て名を為すと自ら言う。或いは日本及ち小国、倭を併せる所と為し故にその号を冒す。使者情を以てせず。故にこれを疑う。

(読み下しは筆者による。以下同じ。)

咸亨元年(670年)に、唐が高句麗を平定した祝賀として日本は遣使を送ります。唐の郭務悰が軍艦47隻、2,000名の占領軍を率いて大宰府を占拠したのが次の年の671年です。従って、もし、倭と日本が同じ国であったならば、敗戦国側がその連合国ともいえる高句麗の滅亡(668年)を祝うために、戦勝国の唐へ遣使を送るのは理解できません。ところが、この日本の実態が従来反唐派ではなく親唐派であれば納得できます。つまり戦勝国へ祝賀の遣使を送ったのは、敗戦国の倭ではなく、親唐派の日本であるとすればよく理解できます。時期を前後して遣唐使が送られているのも親唐派の活動と捉えることができます。この670年の時点では、高句麗・百済・倭軍は、唐・新羅軍に負けていますから、親唐派の日本の動きが活発になってきていると考えるのが妥当です。

あらためて、この咸亨元年の記事の読み下しについて私見を加え解説すれば、咸亨元年の遣唐使は、日本から派遣されたものです。九州の倭に対して日本は東方の近畿に位置するため、日の出るところに近い国として自らの国を日本と号しています。唐は、倭の実情を十分に認識しているので、倭の国号を日本に変更したとするなど、日本の遣唐使の説明に対して疑いを持ったということです。

つまり、倭と日本は異なる国であり、唐もそのように認識していたということになります。

この咸亨元年の記事に従えば、日本列島の代表として倭から日本に国名を変更し実権を握ったのは、咸亨元年(670年)の「後」になります。この記事のあとの記事が長安元年(701年)の記事ですので、倭から日本への実権の移動は、670年より後で700年までということになります。

ところで、中国の西安で発見された百済人の將軍である祢軍の墓誌(以下祢軍墓誌という。)に「于時日本餘唯拋扶桑以逋誅(時において日本の餘唯、扶桑に抛りて誅殺を遁る)」と記述され「日本」が出現していますが、これは埋葬

時の儀鳳三年(678年)には、近畿の小国「日本」が認識されていたことを示すものであって、「日本」が列島の王者と公認されたことを意味するものではないと思います。

さて、白村江の戦いの後、朝鮮半島の政情は大きく変わり、新羅は676年に平壤を陥落させ半島を統一します。高句麗・百済はすでに滅亡しています。唐は、朝鮮半島を放棄し安東都護府を遼東に後退させ、新羅と唐との関係は軍事的な連携強化から緊張状態になっていきます。一時は唐により倭地が占領されたものの新羅による朝鮮半島統一で、日本にとっては唐と直面しない状況になり、日本は唐と対等に交流できる環境がそろったと考えられます。

こうした戦乱の激動の時代にあつた7世紀後半において、書紀はあえて具体的に年号を特記する必要を生じなかったといえましょう。また、日本が倭に取って代わったあとは、新唐派の日本国にとって年号を特記しないほうが良かったに違いありません。

いずれにしても倭と日本は同一であるとする書紀の立場からは、日本と倭の出来事をミックスして編纂するのに、年号を記述することは編纂の邪魔になるばかりか、記事の取捨選択に支障になるとともに、記事を並べ直すのを困難にするため、必要最低限の年号「大化」「白雉」「朱鳥」以外の年号は省かざるを得なかったと思います。

6 「朱鳥」元年の記事が特記された経緯

このように朝鮮半島の政情が一変した七世紀後半には、倭と日本の関係も変わっていきます。書紀が突如「朱鳥」改元記事を示したのは、こうした政情が関係すると思われる。

書紀は飛鳥浄御原宮(以下、浄御原宮という。)の飛鳥に関わるものとして「朱鳥」の改元記事を登場させています。しかし朱鳥改元により浄御原宮の命名がなされたとするのは無理があります。浄御原宮ではなく朱鳥宮などの命名であれば納得できますが、朱鳥と飛鳥の浄御原宮との関係は鳥の文字が共通するのみで、読みも次の記事にあるとおり「あかみどり」であり「あすか」とは違いますので、ほとんど関連していないといつてよいでしょう。

A (秋七月) 丁巳詔曰、天下百姓由貧乏而貸稻及貨財者、乙酉年十二月卅日以前、不問公私皆免原。

戊午、改元曰朱鳥元年朱鳥此云阿訶美菩利、仍名宮曰飛鳥淨御原宮。 (天武紀)

この記事に関して、古賀達也氏は、朱鳥改元記事の前日の記事に「借金」の元本返済を免除する詔勅があり、翌年の「利息」免除の詔勅と合わせて一連となっている「徳政令」が負債免除の貴重な「証文」であることから年号とともに記述されたとされます。

有力な説でありましょう。

私は、別の観点からこの「朱鳥」年号を捉えています。古田武彦氏は『壬申大乱』(東洋書林、2001年)において、天武紀と持統紀の「吉野行」の記事は、実年代を34年引き下げて再構成したものと見なされました。いわゆる三十四年遡上説です。

右の「定点」が“正当”であること、それを証明しているのは、この「持統紀の全三十一回の吉野行幸」の「終着点」だ。

その最終回に当る持統十一年(六九七)は右の「フック」にもとづいた場合、必然的に竜朔三年(六六三)となる。すなわち「実年代」を三十四年“引き下げ”て、持統天皇の「時代」に当てはめて“再構成”したものの、そのように見なされるのである。

では、この「竜朔三年(六六三)」とは、いかなる年か。当然、ズバリ、「白村江の敗戦」の年なのである。 (『壬申大乱』P62~63)

これを考慮すると、天武(673~686年)と持統(687~697年)に挟まれた朱鳥元年(686年)の記事は、本来、白雉三年(652年)の出来事であったものを34年“引き下げ”て再構成したように見なされます。

この白雉三年に、どのような記事があったのかが重要です。

次の記事があります。

B 秋九月、造宮已訖。其宮殿之狀、不可殫論。

(持統紀)

「秋九月に宮を造ること已に訖る。その宮殿

^{ありさま ことごとく}の状、殫に論ずるべからず」という文言は、六五二年九月に造営が完了した宮殿が「語りつくせないほど」立派という意味ですから、宮殿の規模が大きく厳かな威容を表現しています。一般的には、この記事にある宮は白雉二年(651年)春三月の次の記事によって、^{なにわながらとよさきのみや}難波長柄豊碕宮(以下、豊碕宮という。)のこととされます。

C 於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豊碕宮。 (持統紀)

ところが、この豊碕宮の建物は、すべて掘立柱の建物から成り立ち、草葺屋根であったことからすると、その宮殿の様子はとても「語りつくせないほど」であるとするBの記述にそぐわないように思われます。

また、Cのとおり、天皇が新宮である豊碕宮に居したとされますから、豊碕宮は、すでに、この白雉二年には完成しています。つまり、白雉二年に完成している豊碕宮が、白雉三年にもう一度完成することはありえません。

ところが、もし、これがAの浄御原宮のことであったとすれば、その遺跡から大型の高床式建物跡が見つかっており周囲は石敷きであることから、充分にこの「語りつくせないほど」とする表現に適していますし、時系列として整合性があります。

つまり、朱鳥元年(686年)の朱鳥改元記事Aは、白雉三年(652年)にあった浄御原宮の造営記事を34年“引き下げ”て記事にしたと思われるわけです。

とすると、この白雉三年の時期は先述のとおり、新羅が冊封体制下にあるのに対して倭国は冊封体制に組み込まれていないことを特記した時期です。新羅とは立場が異なることを明確にすべく書紀は独自年号を記述して独立国であったことを強調したと考えることができます。

そして、この白雉三年の記事を34年“引き下げ”たとき、“引き下げ”た時期の年号「朱鳥」を記述したと考えられます。これが朱鳥年号が特記された経緯であろうと、私は思います。

7 「朱鳥」改元記事を記述した理由は何か

(1) 国号変更に相応しい「朱鳥」

書紀の「朱鳥」は正確には、686年8月14日から同年10月1日までの期間ですので1ヶ月半のた

いへん短い期間です。また、朱鳥元年の記事は、正月から九月までの短い期間に重要な出来事がたて続けに記述されていることから、この朱鳥元年は大きな転機となる時期であったことを表しているといえます。

もちろん、その真相を書紀は記述していませんが、朱鳥元年はエポックメイキングな事を起こした年であることは間違いないでしょう。

私は、特別な出来事を示した記事が数多くある朱鳥元年は、「倭」から「日本」に国号変更と共に実権が移動した年を示しているのではないかと思います。先述の『新唐書』東夷伝日本條の咸亨元年（670年）の記事のとおり、「日本」への国号変更は、670年から700年の期間の中です。この期間の中で朱鳥元年は、その国号変更を示すのに最も妥当だと思われます。

というのも「朱鳥」とは、四神の「青龍（倉龍）」「白虎」「玄武」と並び、天帝の周囲を固める獣神です。

東方木也、其星倉龍也。西方金也、其星白虎也。南方火也、其星朱鳥也。北方水也、其星玄武也。天有四星之精、降生四獸之體。

（『論衡』物勢篇第十四・王充）

「朱鳥」は、天帝に関連した特異な意味がある語句です。これを年号として採用したのは、やはり特別な意味がこめられているからと考えて間違いありません。

私は、「朱鳥」が「日本」への国号変更に対応しい語句として選ばれたのだと考えます。

そもそも「朱鳥」は、天空の明るく輝く赤い星のイメージから転じて「日」つまり太陽を指向したものです。改元記事には、「朱鳥」を訓読みして「あかみどり」とわざわざことわっていますので、日本を「ひのもと」と訓読みすると、太陽が昇ることをイメージすることから、日本への国号変更を示すのに「朱鳥」は相応しいと考えられます。

(2) 国号変更を連想させる記事

朱鳥元年の記事には、七月の改元記事の前後に国号変更を連想させる記事があります。

D（六月）戊寅。ト天皇病、崇草薙劍。即日。送置于尾張国熱田社。

E（秋七月）辛丑。詔諸国大解除。

F（秋七月）壬寅。半減天下之調。仍悉免徭役。

G（秋七月）癸丑。勅曰。天下之事、不問大小。悉啓于皇后及皇太子。是日。大赦之。

Dの記事は、朱鳥改元の前月の記事であり「天皇の病をトウに草薙劍に崇りありとして即日熱田神宮に送り安置す」という意味です。この記事は不思議な記事です。天皇の病気は、草薙劍が天皇の手元にあることが原因であるかのような書きぶりです。

そもそも草薙劍は、スサノオが天照大神に神劍として献上したもので、出雲から筑紫への権力移動を暗示する際に登場する神劍です。

その後、草薙劍の記録がありませんが、東国征伐に出かける倭建尊（日本武尊）が叔母の倭姫命から草薙劍を授かった時には伊勢神宮にあったと思われます。東夷を平定した倭建命は、その妃である宮實媛に草薙劍を預けたまま命を落としてしまいます。そして、盗難事件の騒動を経て天武に戻ったものの、このDの記事のとおり、草薙劍に崇りがあるとして熱田神宮に納められました。

草薙劍は三種の神器の一つで、とりわけ鏡・劍の二種は、皇位継承の璽符（天子の印章）として書紀に記述されています。

（継体天皇元年）二月辛卯朔甲午。大伴金村大連、乃跪上天子鏡劍璽符再拜。

大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡劍の璽符を上りてまつる。

（宣化天皇前記十二月）群臣奏上劍鏡於武小広国押盾尊、使即天皇之位焉。

群臣、劍鏡を武小広国押盾尊に奏上し天皇の位に即かわ使む。

（持統天皇四年正月戊寅朔）畢忌部宿禰色夫知、奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。

畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劍鏡を皇后に奉上す。皇后天皇の位に即く。

この重要な神器に対して、天武の病は草薙劍の崇りが原因であるとするのは神劍を冒瀆するもので、おかしい理由です。この草薙劍を使ったのは倭建尊であって天武ではありません。いったい天武の病は、草薙劍の崇りによるものであるといえるのでしょうか。

また、草薙劍は、伊勢神宮の倭姫命から倭建

尊、そして熱田神宮の宮簀媛みやずひめに渡ります。ところが、その後、伊勢神宮に安置されるべきはずの皇位継承の劔が熱田神宮に移動したままになるのですから、ここで実権移動があったと考えるのはごく自然な思考です。となると、この重要な神器を朱鳥元年になって崇りを理由に手元から遠ざけ、熱田神宮に奉納したのは、草薙劔の皇位継承としての価値が倭から日本に移ったからではないでしょうか。神劔を崇りとすることや熱田神宮に送付したことなどの記事は、本来、天武がこの劔を祭祀すべき立場にはないことを暗示していると思います。

つまり、倭から新しい国である日本に交代したため、倭の皇位継承に必須である草薙劔を本来の伊勢神宮に返納するのではなく、熱田神宮に奉納したのだと私には思われるのです。しかもそれが今も変わらずに熱田神宮に奉納されたまま継続しているのですから、このとき政権に大きな変革があったといわざるを得ないでしょう。朱鳥元年のDの記事は、倭から交代した日本が、日本の国号を宣言し正式に発足したことを支持しているように思います。

次にEの記事は、大解除おおほらえの記事です。大解除は、過去の穢れけがを祓はらい身を清め新しい生活の無事を祈る行事です。書紀には、3箇所が天武紀に登場します。

1つ目の天武五年（676年）の大解除おおほらえは、次の記事からして、大干ばつによる凶作や餓死の禍はらを祓うために行われたものです。

（天武天皇五年五月甲戌）所部百姓遇凶年。飢之欲売子。

（天武天皇五年六月）是夏。大旱。遣使四方捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼。祈于三宝。然不雨。由是五穀不登。百姓飢之。

（天武天皇五年八月）辛亥。詔曰。四方為大解除。用物則国別国造輸。

2つ目の天武十年（681年）の大解除おおほらえは、地震や日照りの禍わざわいを祓うためとされます。

天武紀にある数多い地震や雨乞いの記事の中からの一部をあげれば、次のとおりです。

（天武天皇六年六月）乙巳。大震動。

（天武天皇七年十二月）是月。筑紫国大地動之。

（天武天皇十年三月）庚寅。地震。

（天武天皇十年六月）乙卯。零之。

（天武天皇十年六月）壬戌。地震。

（天武天皇十年七月）丁酉。令天下、悉大解除。当此時。国造等各出祓柱奴婢一口而解除焉。

これに対して3つ目のEの記事は、一般的には天皇の病を祓うためとされますが、宮室の全焼、地震や雨乞いの記事などもあり、大解除の理由は混沌としており確定的ではありません。天皇の病であるとも地震や日照りの禍わざわいを祓うためとも、またその両方とも思われます。

（天武天皇十四年十二月）辛巳。自西発之地震。朱鳥元年正月）乙卯。酉時。難波大藏省失火。宮室悉焚。

（朱鳥元年正月）庚申。地震。

（朱鳥元年三月）庚戌。雪之。

（朱鳥元年五月）癸亥。天皇始体不安。因以於川原寺説薬師經。安居于宮中。

（朱鳥元年六月）戊寅。卜天皇病、崇草薙劔。即日。送置于尾張国熱田社。

（朱鳥元年六月）庚辰。零之。

（朱鳥元年七月）辛丑。詔諸国大解除。

いずれにしても、私は、この朱鳥元年のEの大解除は、「諸国」に大解除を命じたのだから、古い国を清め新しい国の無事を祈るように行われたものと思います。新しい国の「日本」に替わることを暗示しているようです。

Fの記事は、調の半減ようえき、徭役の免除の記事です。徭役の免除の記事については、Fの記事以外に次の2箇所にもありますが、ともに天皇の病に関係するものではありません。

（顕宗二年十月癸亥）冬十月戊午朔癸亥。宴群臣。

是時天下安平。民無徭役。

（持統五年十月乙巳）乙巳。詔曰。凡先皇陵戸者、置五戸以上。自余王等有功者、置三戸。若陵戸不足。以百姓充。免其徭役。三年一替。

これに対して、「天下の調」を半減する記事は、Fの記事以外には無いようです。したがって、このFの調の半減ようえき、徭役の免除の記事は、この年が特別な年であることを示しているといえましょう。

Gの「天下之事、不問大小」「大赦之」の記事は、朱鳥改元記事のすぐ前の記事であり、これ

までの事を不問とし罪を免除することで新しい日本国をスタートする意味があるように思われます。

書紀に「大赦天下」は13箇所ありますが、個人や特定の地域に使われているものです。これに対して「天下之事、不問大小」は書紀のこの記事以外には見えません。

したがってGの記事も天下に特別な出来事があった年であることを示していると思います。

これらの朱鳥元年の出来事や施策は、単に異常気象による干ばつや地震のみならず、大きな変革を示しており、倭から日本への実権移動を連想させる記事ではないかと思えます。

8 倭と日本の関係について

私は倭と日本の関係について、次のように考えています。

- (1) 委奴国の時代から中国と連綿と続いて交流してきた国は、九州にあった倭国であり、日本は近畿にあった小国である。倭国とは別の国である。
- (2) 白村江の戦いで倭が大敗したことにより、日本は、7世紀後半に倭国に取って代わり日本列島における実権を握った。
- (3) 書紀編者は、日本と倭は同じ国であるという立場で、日本と倭の出来事をミックスして書紀を作成した。
- (4) 書紀編者は倭国の年号の存在を知っていたが、倭と日本の出来事をミックスして記述する際に邪魔になるのでほとんど記述しなかった。
- (5) ただし、新羅が冊封体制下にある時期において倭の立場を明確に区別する必要があったため、独自の年号である「大化」と「白雉」を抽出して特記した。
- (6) 「朱鳥」は、いわゆる三十四年遡上説によれば、白雉三年にあたり、その出来事を利用し独自年号を表示した。
- (7) 「朱鳥」は、「ひのもと」である近畿の日本が九州の倭国から日本列島における実権を奪い取ったことを示すのにふさわしい年号として採用された。
- (8) 日本が実権を奪った証拠に、朱鳥元年の短い期間に皇位継承の証である草薙剣の移動、大祓、大赦などエポックメイキングな

様々な行事や施策が実行された。

- (9) 書紀編者は、倭は日本とイコールであるとの編纂方針を持つとともに、日本列島の政権は大宝建元以前に既に「日本」と号されていることから、日本の正史という意味で『日本書紀』と名付けた。
- (10) 701年には、これまでのold日本とは一線を画すため、新たにnew日本を建国したという立場から「大宝」を建元した。その際既存の日本の国号を引き継ぎ中国側も日本列島の代表として日本を公認した。

1月の例会報告

○ 新年賀詞交換会「古田武彦氏の講演」

知多郡阿久比町 竹内 強

「古田史学の会」主催の2015年賀詞交換会の様子を述べるとともに、その交換会で行われた古田武彦氏の講演について次のとおり報告した。

- 1 「九州王朝への確信」と題して、①郡評論争の決着、②二中歴の中の九州年号の問題、③神護石の分布、の3点から見て西暦700年までは九州王朝が存在したことを強調された。
- 2 最近出された本やインターネット・ブログの中から特に古田説に批判的なものに対して反論された。内容については既にこれまでの論証で明らかにされている問題についての再確認だった。
- 3 『隋書』倭国伝の中で岩波文庫版は「婦人夫家必先跨犬乃興夫相見」の「犬」の文字を「火」に改め、これに基づいて訳しているが、果たしてこれでいいのかと批判され、犬と日本人の関わりは非常に古いことを考えれば「犬を跨ぎ」との読み下しもありうるかとされた。さらに、『三国志』魏志倭人伝に登場する国や官職名に「狗」が登場することから、志賀島で発見された金印の国名の読み方について「犬」を念頭に理解する必要があるかもしれないとされ、「漢委奴国王」は「カンイヌの国王」ではないかと疑問を投げかけられた。ところで、昨年、長年連れ添われた奥様に先立たれ元気をなくされているのではと心配して

いたのだが、お元気な様子だった。幸い一人息子の光河さんが京都の生活にも外出のときにも同行されており安心した。とはいっても、本年4月に行かれる念願のギリシャへの旅行は、遠出となるため、やや不安だと思っている。

○難波の宮の真実（その2）

一宮市 竹蔦正雄

前号に引き続き、允恭、雄略、継体、欽明、敏達の各天皇紀の難波の外交施設に関して考察した。特に、欽明紀の「難波祝津宮」は近畿政権を監督する九州政権の出先機関であったと主張した。また、この時代の外交は書紀と中国各史書の比較からも近畿政権の行為ではないので、これらの外交施設の真偽の再考が必要であると示した。

○齊明天皇の朝倉宮行幸

名古屋市 佐藤章司

百済国復興の為、齊明7年1月に筑紫に行幸し、同年7月筑紫朝倉宮で崩御した齊明天皇は、①百済救援、②大土木工事、③遣唐使の派遣などの理由から九州王朝の天子であり、この筑紫朝倉の橘広庭宮は、伊予国の越智（現西条市）に存在したとする説を紹介した。そして、同年8月1日の喪を努めた皇太子は、中大兄皇子ではなく九州王朝の皇太子、筑紫君薩夜麻であるとの見解を示した。

皇太子と中大兄皇子の相違、また『隋書』倭國伝の「太子を名付けて」と推古紀の「聖徳太子」の「太子」の相違の明確化については、今後の課題とした。

○濟州島古代文化の謎

安城市 山田 裕

宋錫範著の『濟州島古代文化の謎』（成甲書房、1984年）の文献を紹介しながら、濟州島の古代文化についての様々な問題について言及した。

○古代逸年号に関わる疑念 その3

名古屋市 石田敬一

書紀が「朱鳥」改元記事を記述した理由について私見を述べた。

会員募集のお知らせ

2015年度会員、及び会報誌会員を募集します。

- 1 年会費：5,000円
- 2 特典：例会参加料無料（欠席時は資料送付）
会報誌「東海の古代」の配布
論集「古代への碑」の配布
- 3 納入期限：2015年3月15日
- 4 振込先：ゆうちょ銀行
名前：古田史学の会・東海
店名：二一八 店番：218
種目：普通 番号：12993951

例会の予定など

- 1 日時
 - ・2月15日(日) 13:30～17:00
 - ・3月15日(日) 13:30～17:00
 - ・4月19日(日) 13:30～17:00
- 2 場所
名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円（会員は不要）
- 4 駐車場
 - ・名古屋市市政資料館：12台+α収容（無料）
 - ・ウィルあいち駐車場：南隣、30分170円
 - ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点東40分200円
- 5 交通機関
 - ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - ・市バス「市役所」、東徒歩8分

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。

